

# 滋賀県教育振興基本計画の構成

## はじめに 滋賀県教育振興基本計画の策定について

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 策定の経緯             | 2. 計画の性格          |
| (1) 社会の変化と教育基本法の改正   | 3. 計画期間           |
| (2) 政府の「教育振興基本計画」の策定 | 4. 計画で取り扱う「教育」の範囲 |
| (3) 「滋賀県教育振興基本計画」の策定 | 5. 計画の構成          |

## 第1章 滋賀の教育をめぐる状況

- |               |               |                      |
|---------------|---------------|----------------------|
| 1. 学校         | 2. 地域・家庭      | 3. 社会                |
| 1 学力          | 1 地域における子どもの姿 | 1 情報化の進展に伴う問題        |
| 2 進学率         | 2 家庭の姿        | 2 国際化と子どもたち          |
| 3 生徒指導上の諸問題   | 3 生活習慣・食生活    | 3 青少年の就労             |
| 4 子どもの健康と体力   | 4 少年非行        | 4 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行 |
| 5 特別支援教育      | 5 生涯学習        | 5 地方自治体を取り巻く状況       |
| 6 人権教育        | 6 県民のスポーツ活動   |                      |
| 7 学校施設・通学路の安全 |               |                      |

## 第2章 今後10年間に目指す滋賀の教育の姿

- 【基本理念と滋賀が目指す社会のあり方】 自律 協働 共生
- 【目指す人間像】
- 【教育の基本目標】 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ~みんなで支えあい自らを高める教育の推進~  
(基本目標を達成するための3つの観点)
1. 子どもたちの「生きる力」を育む
  2. 社会全体で子どもの育ちを支える
  3. 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

## 第3章 今後5年間に取り組むべき施策と目標

- ### 1. 子どもたちの「生きる力」を育む
- |                                |                        |
|--------------------------------|------------------------|
| 1 「確かな学力」を育む                   | 4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む  |
| (1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施         | (1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進 |
| (2) 課題解決的な学習や探究活動の充実           | (2) 自然体験活動と実践的な環境教育の推進 |
| (3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり          | (3) 環境保全意識の醸成          |
| (4) 情報活用能力の育成                  | (4) 環境学習の取組の支援         |
| (5) 国際教育の推進                    |                        |
| (6) 外国人児童生徒への学習支援              | 5 信頼される学校をつくる          |
| (7) 特別支援教育の推進                  | (1) 地域に根ざし、開かれた学校をつくる  |
|                                | (2) 学校運営の改善に取り組む       |
| 2 「豊かな心」を育む                    | (3) 学校施設の整備            |
| (1) 規範意識など社会性の育成               | (4) 安全・安心な学校・地域づくり     |
| (2) 勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す教育の推進 | (5) 修学の経済的支援           |
| (3) 思いやりの心の育成                  | (6) 私学教育の振興            |
| (4) 人権教育の推進                    |                        |
| (5) 男女共同参画の視点に立った教育の推進         | 6 教育力を高める              |
| (6) 情報モラルの育成                   | (1) 教師の実践力の向上          |
| (7) 文化・芸術に親しむ心を育む              | (2) 優秀な人材の確保           |
|                                | (3) 教職員の適正な配置          |
| 3 「健やかな体」を育む                   | (4) 人事評価制度の導入          |
| (1) 体力向上と健康の保持増進               | (5) 組織・チームの教育力を高める     |
| (2) 健康教育の推進                    | (6) 教職員の健康管理           |
| (3) 食育の推進                      |                        |
- ### 2. 社会全体で子どもの育ちを支える
- (1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり
  - (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり
  - (3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり
  - (4) 子ども読書活動の推進
  - (5) 子どもの体験活動の推進
- ### 3. 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる
- (1) 学習環境の整備と活動支援
  - (2) 社会の課題についての県民意識の醸成
  - (3) 地域共生の仕組みづくり
  - (4) 健康づくりと生涯スポーツの振興
  - (5) 地域の歴史や文化に親しむ機会の充実

## 第4章 計画推進のために必要な事項

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 1 学校、家庭および地域等の相互の連携協力 | 4 点検評価・進行管理・計画の見直し |
| 2 保幼小連携および校種間の連携      | 5 今後の教育改革に向けて      |
| 3 教育行政の効率化            |                    |